# 令和4年度 公共事業事前評価調書

1事業説明シート

(区分)



事業主体

(事業費)

**国神**・ 県単 山梨県

# (1)事業の概要

#### 1)課題•背景

事業名

本地区は山梨市と笛吹市の境に位置し、ぶどう、もも、おうとうの生産を中心 に営んでいる県内でも有数な果樹地帯である。地区内では、シャインマスカット を始め、収益性の高い、高品質な農作物が生産されるとともに、地区内を通る東 山広域農道(フルーツライン)の沿線では観光農園が複数営まれている。

農地整備事業〔畑地帯総合整備事業(国補)〕

しかしながら、地区内の農地は急峻な地形条件であり、また農道は幅員が狭 く、農作業車両の乗り入れが困難なため、機械化が進まず人力作業が中心の営農 を行っている。併せて、シカ、イノシシによる被害も拡大している。

一方で、地区内には規模拡大を希望する若い担い手もおり、本地域の農業を将 来的に維持発展させる上では、営農条件の改善と農地の集約化を進めることが重 要となっている。

このため、総合的な農業生産基盤の整備により、農作業の効率化による生産性 の向上と担い手への農地集積を進め、更なる果樹産地の強化に取り組むものであ る。

#### ②整備日標・効果

### □主要目標 ○農業牛産力の向上

区画整理等の基盤整備の実施により、担い手への農地集積を図るとともに 作業効率の向上など地区内の営農環境が改善され、果樹の産地強化が図られ る。

- ・ 面積当たり農業所得増加額 3,364千円/ha ≥ 810千円/ha※ (※評価基準値)
- □副次目標 ○農業用排水能力の向上
  - 施設老朽度 使用年数(47年)÷耐用年数(30年) =1.57≥1.0%
  - 排水能力向上率

(計画排水能力) 0.769m3/s÷(現況排水能力) 0.457m3/s =1.68≥1.0**%** (※評価基準値)

# □副次効果 ○果樹園景観の保全

○游休農地の解消

### ③目標達成の方法

担い手への農地集積を進めるとともに作業効率の改善を図るため、 区画整理や農道などの整備を総合的に実施する。

区画整理 5工区、農道 3路線、排水路 1路線、 鳥獣害防止施設 1路線

# 事業簡所 (2) 整備内容

1 整備内容 区画整理 A=23ha、農道 L=2,010m

山梨市上岩下~笛吹

市春日居町下岩下

排水路 L=160m、鳥獣害防止施設 L=1,470m

地区名

令和5年度 ②着手年度

③完成見込年度 令和13年度

かみいわしたせいぶ上岩下西部

約2.800百万円 4総事業費

(国費1,400百万円(5.0/10)、県費700百万円(2.5/10)、

市費等700百万円(2.5/10))

### ⑤ 年度別の整備内容

<ul><li>「次3397年前前</li></ul>							
令和5年度	測量•設計•換地	50 百万円					
令和6年度	区画整理、農道、鳥獣害防止施設	350 百万円					
令和7年度	区画整理、農道	350 百万円					
令和8年度	区画整理、農道	350 百万円					
令和9年度	区画整理、農道	350 百万円					
令和10年度	区画整理、排水路	350 百万円					
令和11年度	区画整理	350 百万円					
令和12年度	区画整理	350 百万円					
令和13年度	区画整理•换地	300 百万円					
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。							

# ⑥既整備内容•期間•事業費

該当なし

### (3)中・長期計画等の位置付け

- 「山梨県総合計画」(令和3年改定)
- 「山梨県社会資本整備重点計画(第4次)」(令和3年3月改定)
- 「やまなし農業基本計画」(令和3年9月改定)

#### (4) 事業位置



## (1)公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)

〈(妥当)・妥当でない 〉

### (5) 整備手法の有効性

((妥当) 妥当でない

(理由)

本事業は食料・農業・農村基本法に位置づけられている、農業の持続的発展、食料 の安定供給、景観保全や土壌流出防止などの多面的機能の発揮に資するものであり、 行政が行うべきものである。

(理由)

区画整理や農道整備等を進めることで、農地の集積・集約化が図られるとと もに、作業効率や営農条件が改善され、今後の果樹産地の強化や担い手への集 積を図るための最も適した計画としている。

## (2) 事業執行主体の妥当性(県が行うべき事業か)

妥当でない〉

(理由)

本事業は、農業生産基盤を総合的に整備して農作業の効率化や農業経営の安定化を 図るものであり「土地改良法施行令」第50条第1項第11号に規定される県が主体と なって行うべき事業である。

# 口他の整備手法の有無

〈有 ◀

(状況)

区画整理等の総合的な農業基盤の整備により、更なる果樹産地の強化に取り 組むものであり、果樹地帯の農業生産基盤を効率的かつ一体的に整備するに は、本事業の他に適した事業はない。

## (3)経済効率性

妥当でない〉

(理由)

総事業費		2,800 百万円		工期	R5~R13		基準年	R4
	費用	]	2,241	百万円	便益	Ì	2,695	百万円
経		当該事業費	2,031	百万円		走行経費節減効果	1,034	百万円
済効		関連事業費等	210	百万円		作物生産効果	776	百万円
率						営農経費節減効果	550	百万円
性						その他※	335	百万円
		B/C	12					

※その他は、品質向上効果、維持管理費節減効果、国産農産物安定供給効果 費用便益比(B/C)は、1.0を超えており、経済効率性は確保されている。

## (6) 環境負荷等への配慮

妥当でない >

(理由)

基盤整備では、土の切盛量を最低限に抑えるなど現状の地形に配慮した計画 にする。

なお、工事による生態系、景観等への影響があると判断された場合には、回 避、代替、低減などを踏まえた対策等を講じる。

# (4) 事業実施・規模の妥当性

〈俀当)・妥当でない〉

(理由)

地区内の営農条件改善に必要な整備量としている。

## (7) 事業計画の熟度

妥当でない〉

口同等施設等(計画を含む)の有無

(状況)

新規及び老朽化した既存施設の改良であり、機能を代替する施設はない。

## (理由)

事業の円滑な推進のため、関係市は事業計画にあたり耕作者を対象とした説 明会や営農に対するアンケート調査を実施しており、整備を希望し合意された 施設を整備対象としている。

また、事業を進めるうえで地域間の連携や調整が重要であることから、地区 内の代表者で構成する「岩下山路地区基盤整備推進協議会」が設立されるな ど、地元の理解度は高く、事業を推進する体制も整っている。

## 口必要整備内容とその根拠

(状況)

排 水 路

農作業の省力化や農地集積・集約化を図るためのもので、

狭小かつ不整形で作業効率が悪い農地を対象とした。

農作物の運搬等に必要な幅員を確保するため、幅員が狭小 道

な農道を対象とした。

排水能力の向上を図るため、機能に支障をきたしている水

路を対象とした。

シカ、イノシシによる農作物被害を防ぐため、地区内の農 鳥獣害防止施設

地を対象とした。

## 《総合評価》

(妥当・妥当でない )

7項目全て妥当と評価されることから、実施が妥当と判断する。

3.添付資料シート(1) (畑地帯総合整備事業) 上岩下西部地区 一般計画平面図 国道 上岩下地区 活性化農道 県道 市道 河川 2 <u>(5)</u> 農道 事業範囲 区画整理①~⑤ 農道1~3 排水路① 鳥獣害防止施設の 受益地 写真撮影箇所 3 概 事 業 要 区画整理 5 IX A=23ha 農道 3 路線 L=2,010m 主要工事 1 路線 L=160m 排水路 東山広域農道(フルーツライン) 鳥獣害防止施設 1 路線 L=1,470m A = 30ha 受益面積

約28億円

総事業費

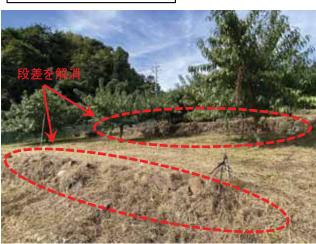
0m

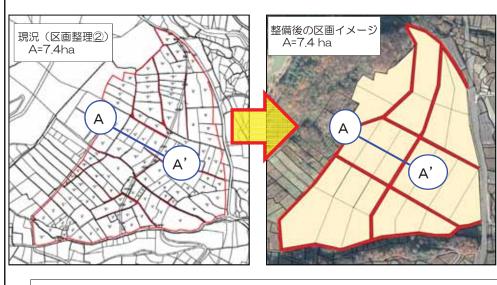
200m

# ① 区画整理

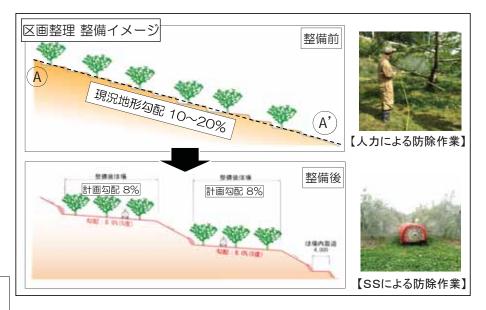


# 現況(区画整理②)



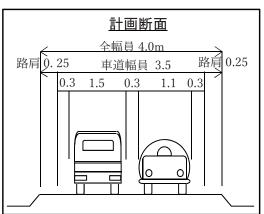


1区画が狭小で不整形な農地を、区画整理により集積・集約化を進め併せて通作道を整備し農作業の省力化・効率化を図る。





地区内の農道は狭小なため、農作業車両の通行や作物 (果樹)の運搬に支障をきたしている。

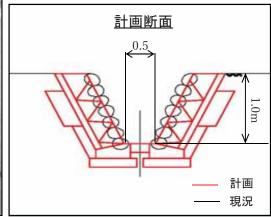




獣害を防ぐため各農家が簡易柵の設置を行っているが、 被害を抑えきれず対策に苦慮している。



地区内の水路は、空石積みで老朽化が著しく、農地の 土壌流出が見られる。





消費者から評価の高いシャインマスカットなどの高収益作物 への転換を進め、果樹の産地として更なる強化に取り組む。